

# 横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ）利用規程

この規程は、横浜市産後母子ケア事業（ショートステイ）をご利用いただくにあたっての利用条件を定めたものです。

## 1 利用対象

以下の条件全てに該当するお母さんと赤ちゃんが対象です。

- (1) 横浜市内に住民登録を有し、利用日時時点で**産後4か月未満**の母及び乳児  
※早産児(在胎週数 37 週未満で出生した児)については、出産予定日を基準とします。
- (2) 産後に心身の不調や育児不安がある方

ただし、以下のいずれかに該当する場合は、ご利用いただけません。

- ・母子のいずれかが感染性疾患（麻しん、風しん、インフルエンザ等）に罹患している場合
- ・母子のいずれかが入院加療の必要がある場合
- ・母に心身の不調や疾患があり、医療的介入の必要がある場合（ただし、医師により利用可能と判断された場合にはこの限りではありません。）

**治療中の疾患がある場合は、利用予約前に、利用者自身で主治医に産後母子ケア事業の利用の可否について、確認してください。その後、利用予約時に前述の内容について、事業者伝えてください。事業者によっては、情報提供書等が必要になる場合や、利用ができないこともあります（情報提供書等の発行にかかる費用は全額自己負担となります）。**

## 2 ケア内容

- |                     |                         |
|---------------------|-------------------------|
| (1) 産後の母体管理及び生活面の指導 | (6) 体重・排便チェック           |
| (2) 乳房手当、乳房トラブルケア   | (7) スキンケア               |
| (3) 授乳方法            | (8) 子育てや生活の仕方に関する相談及び指導 |
| (4) 沐浴方法            | (9) その他の必要とする保健指導       |
| (5) 発育・発達のチェック      |                         |

利用中は、母子同室で過ごしていただきます。

本事業は、育児の方法を学び、自宅に戻られた後も安心して育児ができるよう支援することを目的としています。

そのため、原則として育児はお母さんに行っていただき、必要に応じて助産師がサポートします。

児の預かりについては、ケア内容に含まれておりませんので、あらかじめご了承ください。

## 3 実施時間・実施日・休業日

実施時間	実施日	休業日
利用開始日：午前9時から 利用最終日：午後5時まで (0時から24時を1日とする)	月曜日～日曜日 ※原則として、土日祝日年末年始からの利用はできません	12月29日～1月3日 ※出産後、同一施設を継続して利用する場合に限り、上記の日程の利用もできません

## 4 利用回数・利用料

利用単位	利用料（自己負担額）	利用上限
1泊2日 （昼・夜・朝・昼 食事提供）	1日あたり3,000円 （1泊2日の場合は6,000円）	単胎児：7日間 多胎児：14日間

- ・申請日時点で生活保護世帯、市民税非課税世帯の利用料は0円です。申請時に申告してください（証明書が必要になる場合があります）。
- ・横浜市で規定しているケア以外は全額自己負担となります。

## 5 申込から利用までの流れ

### （1）利用前面談・利用申請

ショートステイの利用にあたっては、申請前に申請者ご本人（妊産婦）が区役所で面談を行っていただく必要があります。面談は妊娠 28 週から実施可能で、専門職が体調やサポート状況などについてお伺いします。

面談は月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）に実施しており、土曜開庁日には面談を行っておりませんのでご注意ください。

産後の生活や育児に関して不安や気になることがある場合は、面談時に遠慮なくご相談ください。また、ショートステイ以外に利用いただけるサービスについても、あわせてご案内します。

★ショートステイは、区役所での面談を経て利用申請となるため、面談終了後、区役所担当者からショートステイ専用の申請フォームをご案内します。

★申請をいただいてから審査が完了するまで、10 営業日程度お時間がかかります。

なお、連続した閉庁日（GW、年末年始等）がある場合は、これより日数がかかることがありますので、余裕を持った申請をお願いします。

### （2）審査結果の通知

利用申請を受け、横浜市が申請内容を審査し、結果をパマトコでお知らせします。

利用の承認があった後、利用予約を行ってください。

★審査の結果、利用が不承認となる場合があります。

### （3）利用予約

利用承認の通知が届いた後、「受託事業者一覧」から利用を希望する事業者に電話で予約をします。

利用にあたりご不明点がありましたら、事業者への電話の際に確認をお願いします。

※治療中の疾患がある場合は、利用ができない場合があります。必ず事業者に伝えてください。

※事業者によっては、分娩の状況を踏まえた予約受け入れを行っているため、必ずしも希望通りの日程で対応できないことがありますので、あらかじめご了承ください。

★体調等でご自身での予約が難しい場合は、区子ども家庭支援課までご相談ください。

予約できる期間	予約できる期間は、予約を申し込んだ日（予約日）から 60 日後までです。60 日より先の日程は予約できません。 <例> 4月1日に予約する場合 → 5月31日までの日程が予約できます。
予約できる回数（上限）	予約できる回数の上限は 3 回です。 サービスの種類に関わらず、1 回の利用 = 1 回分と数えます。 訪問型・デイケア・ショートステイは、すべて同じ「1 回」として扱います。 ショートステイの場合、宿泊日数に関わらず、1 回の利用につき 1 回分と数えます。 <例> 1泊2日でも、2泊3日でも、いずれも 1 回分
上限到達後の予約について	既に上限の 3 回を予約している場合、新たな予約はできません。 予約していたサービスを実際に利用すると、1 回分の予約枠が空きます。空いた枠については、あらかじめ予約ができるようになります。 <例> 上限の 3 回分を予約 → うち 1 回を利用 → 新たに 1 回分の予約が可能

#### (4) 来所登録

利用回数を把握するため、本事業利用時に「来所登録」の手続きを行っていただく必要があります。利用の際に、事業者から二次元コードのご案内がありますので、読み取りを行っていただき、パマトコにて登録をお願いします。

## 6 日程の変更及びキャンセルに伴う利用者負担額

- (1) 日程の変更やキャンセルをする場合は、利用日 2 日前の 17 時までに事業者<sup>※</sup>に電話で連絡を行ってください。  
 なお、日程の変更については、ご希望に添えない場合もあります。
- (2) 上記の時期までに日程の変更やキャンセルの連絡を行わなかった場合、利用の有無にかかわらず、以下の利用者負担額を事業者<sup>※</sup>に直接お支払いください。また、利用回数としても計上しますので、ご注意下さい。  
※理由が体調不良や感染症等であってもキャンセルに伴う利用者負担額が発生します。  
※自己負担がない世帯（生活保護世帯・市民税非課税世帯）の方は、利用者負担額は発生しません（利用回数としては計上されます）。
- (3) 退院日からの利用予定が出産病院の医師による入院延長の判断となった場合のみ、利用者負担額は横浜市が負担します。

利用者負担額発生時期	利用者負担額
利用日の <u>2 日前の 17 時まで</u> に連絡を行わなかった場合	3,000 円/日

## 7 注意事項

- (1) 分娩等、緊急対応が必要な方への対応が優先となることがありますので、予めご了承ください。
- (2) 天災などやむを得ない事情で事業者の受け入れが困難な場合は、利用を中止することがあります。
- (3) 利用中、施設から外出することはできません。また、同一施設であっても、ケア内容以外（受診や予防接種等）を受けることはできません。
- (4) 施設内は禁酒・禁煙となっています。そのほか、施設ごとに定められているルールがありますので、案内に従ってご利用ください。

## 8 その他

利用の状況については、事業者と区役所子ども家庭支援課で共有します。

利用後のご様子について、区子ども家庭支援課からご連絡をさせていただく場合があります。

## 9 連絡先

お住まいの区福祉保健センター子ども家庭支援課

問合せ及び利用相談先 受付：月～金（祝日、年末年始を除く）午前8時45分～午後5時

区名	電話番号	区名	電話番号
鶴見	510-1840	金沢	788-7787
神奈川	411-7111	港北	540-2365
西	320-8467	緑	930-2356
中	224-8171	青葉	978-2456
南	341-1151	都筑	948-2349
港南	847-8411	戸塚	866-8472
保土ヶ谷	334-6323	栄	894-8049
旭	954-6160	泉	800-2447
磯子	750-2448	瀬谷	367-5747

横浜市子ども青少年局  
地域子育て支援課  
令和8年5月18日